

<月次報告様式（新様式 令和5年4月～）>

令和8年度 公文書開示（4月決定分）

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				（根拠規定） 条例7条									不開示理由等	所管局部課等			
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号		
1	R8. 3. 30	R8. 4. 13	〇〇に関し、私が都に対して、監督要望したことについての文書	0					1	1											<p>【東京都情報公開条例第7条第2号】 東京都情報公開条例第10条に基づき、当該公文書の存否を明らかにしないで不開示とする。 特定の個人を識別できるものであり、当該公文書が存在しているか否かを答えるだけで、東京都情報公開条例第7条第2号に規定する「個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもの」として個人の権利利益を害するおそれのある情報を公にすることになるため。</p>	生活文化局都民生活部管理法人課

月整理番号	請求年月日	決定年月日	公文書の件名	総枚数	決定区分				(根拠規定) 条例 7 条									不開示理由等	所管局部課等		
					開示	一部開示	不開示	不存在	存否応答拒否	1号	2号	3号	4号	5号	6号	7号	8号			9号	
2	R8. 4. 7	R8. 4. 21	令和8年度定期購読図書類一覧 (生活文化局)	2	1															—	生活文化局総務部総務課
3	R8. 4. 21	R8. 4. 27	宗教法人「〇〇」の現在の規則	7	1							1								【東京都情報公開条例第7条第4号】 ・偽造等による犯罪の防止に支障を及ぼすおそれがあると認められるため	生活文化局都民生活部管理法人課